

平成21年（2009年）9月30日

姫路市長 石見利勝 様

姫路市情報公開審査会  
会長 福永 弘之

姫路市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

姫路市長より平成21年3月6日付けで諮問を受けた下記の公文書の部分公開決定に係る異議申立てについて、別紙のとおり答申します。

記

「姫路市土地区画整理組合連合会会員名簿（の内代表者の連絡先に関する部分）」

1 審査会の結論

「姫路市土地区画整理組合連合会会員名簿（の内代表者の連絡先に関する部分）」（以下「本件公文書」という。）について、姫路市長（以下「実施機関」という。）が行った部分公開決定（以下「本件処分」という。）は、電話番号を除き公開すべきである。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件処分を取消すとの決定を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

代表者の氏名等を公開請求した本団体は、公にされているが、設立を指揮し、運営に関与する姫路市に代表者の氏名の再確認をする意味で公開を求めたが、実施機関は、特定の個人を識別できることとなるため姫路市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1号を根拠条項に非公開とした。しかし、代表者氏名、連絡先は、同条第1号ア、イ及び第2号から見ても開示されて当然と判断している。本件処分は、同条の解釈と運用を誤ったものである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関が公文書部分公開決定通知書、非公開理由説明書及び口頭による意見陳述で主張している非公開理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 実施機関は、異議申立人が行った「姫路市に存在する姫路市区画整理組合連合会の設立目的、理由等の経緯、設立時期又現在の事務所代表者の連絡先、過去5年間の活動状況及び姫路市飾磨区三宅67地上建物（まちづくり館）の管理者、使用者、使用目的、管理規約、使用貸借、賃貸借等の区別及び契約書類に関する文書」の公開請求のうち、「姫路市に存在する姫路市区画整理組合連合会の現在の事務所代表者の連絡先」に対応する公文書として、本件公文書を特定し、「役職及び備考以外」の部分の秘して公開する本件処分を行った。

- (2) 本件請求において、本件公文書とあわせて「姫路市土地区画整理組合連合会の会則」（以下「会則」という。）を公開しており、会則第2条に「本会は、土地区画整理法第3条第2項の規定により、土地区画整理事業を施行し、姫路市が技術的援助を行う土地区画整理組合の正副理事長を会員として構成する。」、同第8条第1項に「会長及び副会長は、各土地区画整理組合の理事長職の会員において互選する。」と規定されている。本件公文書には、氏名、住所、電話番号等が記載されており、現在、同連合会を構成する土地区画整理組合が5団体であることから、役職及び備考以外の情報を公開すると条例第7条第1号に規定する「特定の個人を識別できるもの」に明らかに該当するため、本件処分を行った。
- (3) 以上のとおり、本件処分に違法、不当な点はない。

#### 4 審査会の判断

- (1) 実施機関は、非公開の理由として、条例第7条第1号を挙げるので、以下、これの該当性について検討する。

- (2) 条例第7条第1号の該当性について

ア 本件公文書は、姫路市土地区画整理組合連合会を構成する会員の名簿であり、組合名、職名、氏名、郵便番号、住所、電話番号、役職及び備考の欄からなる表形式のものである。そして、備考欄には何も記載されていない。条例第7条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」は非公開とすると規定しているが、同号ただし書きアにおいて、「法令の規定により公にされている情報」は非公開情報から除くとされている。

イ 同連合会は、土地区画整理法（以下「法」という。）第3条第2項の規定により、土地区画整理事業を施行し、姫路市が技術的援助を行う土地区画整理組合（以下「組合」という。）の正副理事長を会員として構成（会則第2条）された任意の団体である。法第29条第1項の規定によると、組合は、理事の氏名及び住所を都道府県知事に届け出なければならないとあり、また、同条第2項の規定によると、都道府県知事は、同条第1項の規定による届出があったときは、遅滞なくこれを公告しなければならないとある。

ウ 従って、同連合会は任意の団体であるとはいえ、それを構成する会員の組合

名、氏名及び住所は、法第29条の規定により公告されていることから、条例第7条第1号ただし書きアに該当すると解される。また、職名及び郵便番号についても、組合名、氏名及び住所から、何人も容易に知り得ることができるものと認められ、同号ただし書きアに該当すると解される。しかしながら、電話番号については、同号本文の非公開情報に該当すると解される。

**(3) 結論**

以上の理由により、当審査会は「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参考)

### 審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 会	経 過
平成 21 年 3 月 6 日	—————	・実施機関からの諮問書の提出
平成 21 年 5 月 22 日	—————	・実施機関からの非公開理由説明書の提出
平成 21 年 6 月 2 日	—————	・異議申立人からの意見書の提出
平成 21 年 7 月 3 日	平成 21 年度第 3 回	・実施機関からの意見の聴取 ・審査
平成 21 年 7 月 27 日	平成 21 年度第 4 回	・異議申立人からの意見の聴取 ・審査
平成 21 年 8 月 31 日	平成 21 年度第 5 回	・審査
平成 21 年 9 月 30 日	—————	・答申